

## 議案第61号

### 工事請負契約の変更について

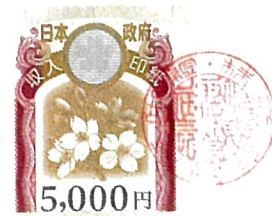
令和6年3月19日議会の議決を得た「工事請負契約の締結（国民宿舎水明荘第2期改修工事）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第2条の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 国民宿舎水明荘第2期改修工事                            |
| 2 契約の金額  | 変更前 金 152,900,000円<br>変更後 金 162,947,400円  |
| 3 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市旭田町34番地2<br>株式会社 井中組<br>代表取締役 井中 紳二 |



## 建設工事請負変更仮契約書

- 1 工事名 国民宿舎水明荘第2期改修工事
- 2 工事場所 湯梨浜町大字旭地内(国民宿舎水明荘)  
着工 令和6年3月20日
- 3 期間 完成 令和6年9月20日
- 4 元請負代金に対する増額 金10,047,400円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金913,400円)  
「取引に係る消費税額」は、消費税法 第28条1項及び第29条の規定により算出したもので、元請負代金に対する増額に10/110を乗じて得た額である。
- 5 請負代金変更増額に対する契約保証金 免除
- 6 その他 (1) 別冊変更図書のとおり  
(2) その他原契約書のとおり

令和6年3月19日付で締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更仮契約を締結する。なお、この仮契約について甲が湯梨浜町議会において議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって、本契約が成立したものとみなす。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年5月24日

発注者 住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字旭132番地  
(甲)  
氏名 国民宿舎 水明荘  
管理者 湯梨浜町長 宮 脇 正 道



請負者 住所 鳥取県倉吉市旭田町34番地2  
(乙)  
商号又は名称 株式会社 井中組  
代表者氏名 代表取締役 井 中 紳 二

